

北海道エゾシカ管理計画（第4期）素案に係る意見等

団体名・部課名	一般社団法人北海道自然保護協会
---------	-----------------

意見なし ・ 意見は以下のとおり

項目 (章等の番号)	意見等
表紙	新たに改正された鳥獣保護法（鳥獣保護管理法）によるものとは言え、名称が「北海道エゾシカ管理計画」となり、「保護」が削除されたのは残念である。昨今の被害状況からは管理強化は止むを得ないが、過去のエゾシカ数の増減のように、野生生物は、一時は増加しても、気候ほかの環境や生態系の変化、人間の影響により、減少に転ずることがあり得る。そのことを十分に認識し、科学的な生息数、生息分布、生態などの調査をしていただきたい。
第2章、1 保護管理の目標	【(1) 基本的な目標 (全道対象)】 4つの目標が挙げられているが、最後の「絶滅の回避及び個体群の存続」は「絶滅の回避及び個体群並びにその生息域の存続」とし、生態系や生物多様性の保全を含む「生息域の存続」も目標にすべきである。
第2章、2 目標達成のための方策	【(5) 有効活用（「資源管理」から「資源価値の活用」へ）】 エゾシカが増加している現状においては、その食肉としての有効活用は、エゾシカ管理とともに、北海道の特産品としても期待されるが、「安全・安心な食肉の安定的供給」という観点から、と畜場法の対象となっていないシカ肉には十分な衛生的配慮と対応が必要である。
第3章 計画の実施に向けて	道庁が中心になり、学識経験者からなる「エゾシカ対策推進委員会」や関連団体・機関からなる「エゾシカ対策協議会」を設置するのは結構ではあるが、肝心の地元における人材（野生動物の専門家）配置への配慮がほとんどない。関連する総合振興局などに適当数の専門家を配置し、道の関連研究機関あるいは大学の関連研究室と共同で、エゾシカの分布やその変化、個体数の把握や地域の変遷、生態などの科学的・定量的データの集積とその分析、それらを計画的かつ継続的に行う人材の養成と予算の確保は不可欠である。今回の「北海道エゾシカ管理計画」および今後の第5期計画において、それらに十分配慮していただきたい。
10頁、12頁	「残滓」（広辞苑によると、「のこったかす」）という表現は「死体」あるいは「遺体」などに変えていただきたい。殺傷され山中に遺棄された「死体」に対して（本来、遺棄されるべきではないが）、「残滓」という表現は生命を冒瀆するものと言わざるを得ない。北海道の感覚が疑われます。これは教育的にもよくないので、即刻変更していただきたい。

※意見の有無は○で囲ってください。

※行が不足する場合は追加してください。

※項目欄は、該当がある場合に記入してください。